諮問庁:総務大臣

諮問日:令和3年10月6日(令和3年(行情)諮問第404号)

答申日:令和4年3月24日(令和3年度(行情)答申第609号)

事件名:「特定法人への銀行債務保証について」の一部開示決定に関する件

# 答 申 書

#### 第1 審査会の結論

「特定法人Aへの銀行債務保証について(特定年月日A付)」(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

## 第2 審査請求人の主張の要旨

# 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年8月10日付け総情上第93 号により総務大臣(以下「総務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)を取り消し、全部を開示するとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

# (1) 審査請求書

特定法人Aの主要株主は既に「特定書籍」で明らかにされていることであり、法人名が伏せられているのは適当でないと存じる。

## (2)意見書

先に一部開示となった部分を参照すると特定年月日A付の文書に恐らくそれ以前と思われる当座借越の債務保証をする旨の文書が添付されている。その債務保証をする旨の文書には「特定役職A 特定個人A」と記載されており、同氏は登記及び新聞報道で特定年月日Bに〇〇していたことが分かる。よって以前の作成の書面が添付されていた可能性が高く、また当座借越によって財政支援となる理由が具体的でないため、改めて回答を求める。

また、実質的に運営支配していた法人を不開示とするのはマスメディア集中排除原則を始めとする放送法の趣旨に反するものであり開示されるべきである。

開局時に当時の郵政省に提出され、公開された書類にも主要株主の法

人の代表者等が役員として記載されており、そのうちのいずれかが今回 不開示となった文書作成者の法人であることは類推できる。

また、特定法人Aの歴代特定役職AO氏は全て主要株主でかつ主要出向者でもあった特定法人Bの者であることからもこれを補足できる。

(特定法人A歷代特定役職A)

特定個人B氏

発起人,初代特定役職 A (特定年月日 C 辞任),特定法人 B 特定役職 B

特定役職Cに在任のまま特定年月日D〇〇

特定個人A氏

2 代目特定役職 A (特定年月日 E 就任),特定法人 B 特定役職 A,特 定個人 B の〇〇

特定役職A在任のまま特定年月日B〇〇

特定個人C氏

3代目特定役職A(特定年月A就任),特定法人Bから出向 特定年A特定法人A事業終了に伴い出向解除後,特定年月Bに特定法 人Bを定年退職,その後特定年月Cに特定法人Cの特定役職Dに就任。 特定法人C(旧称:特定法人D)も特定法人Aの主要株主であった。 また,特定施設があった特定住所特定建物の所有者は特定法人E及び その法人グループであり,特定法人Eの本店も特定建物に入居している。

最終的に筆頭株主であった特定法人Fも特定法人Eグループであり同一所在地及び代表で、特定役職A特定個人D氏は特定法人Aの発起人であり特定年月日F退任まで特定役職Cであった。

以上のことから特定法人Aの実質的運営者は類推できるものであり、 マスメディア集中排除原則を始めとする放送法の趣旨に基づいてさらな る開示を求めるものとする。

なお、述べた内容の情報源は総務省(旧郵政省)、主要株主の各法人等が公開している情報及び、特定新聞A及び特定新聞B、特定法人Gの新聞雑誌報道、特定法人Aの履歴・閉鎖事項全部証明書の登記情報、特定書籍の各々を集成したものである。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

令和3年6月11日付けで、処分庁宛てに、法4条1項の規定に基づく 行政文書開示請求があった。

処分庁は、法13条1項の規定に基づき、特定法人A及び特定の法人に対して意見書の提出の機会を与えたところ、特定の法人より、文書作成者の法人名、代表者名・印影、取引先金融機関名、連帯保証人名・住所・印影、債務者の代表者名、債務者印影、保証書に記載された日付、及び債務

保証額等の金額については、これらを公にした場合、特定の法人における取引先金融機関や債務保証の内容が明らかとなり、特定の法人の事業運営上不利益となるおそれがあるため、不開示が相当であるとの意見書が提出された。

処分庁は、令和3年8月10日付け総情上第93号で法9条1項に基づき、下記2に記載の行政文書について、一部を不開示とした上で開示する旨の決定(原処分)を行った。

本件審査請求は、審査請求人が原処分に不服があることから、当該処分を取り消し、全部開示を求めるとして、令和3年9月10日をもって提起されたものである。

- 2 原処分について
- (1)開示する行政文書の名称本件対象文書
- (2) 不開示とした部分とその理由

文書作成者の法人名,代表者名・印影,取引先金融機関名,連帯保証人名・住所・印影,債務者印影,保証書に記載された日付及び債務保証額等の金額については,公にした場合,当該法人における取引先金融機関や債務保証の内容が公となり,当該法人の事業運営上不利益となるおそれがあることから,法5条2号イに該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張

特定法人Aの主要株主はすでに「特定書籍」で明らかにされていることであり、法人名が伏せられているのは適当でないと存じる。原処分を取り消し、全部開示を求める。

- 4 原処分の妥当性
- (1)本件対象文書は、特定法人Aの特定年B地上基幹放送局の再免許申請にあたり、特定の法人が債務保証を行う旨を記載し、総務大臣に提出されたものである。本件対象文書には、一般には公にされていない特定の法人における債務保証の内容や取引先金融機関など経営方針に関する情報が記載されており、これらを公にすると、特定の法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められるため、原処分において当該部分を不開示とした判断は妥当である。
- (2)審査請求人は、特定法人Aの主要株主は既に「特定書籍」に記載されていることから、法人名が開示されないのは不適当であると主張する。本件対象文書が作成された特定年B時点の情報が記載されている「特定書籍特定年C」には、主要株主として〇社とその保有株式数が記載されているのみであり、特定の法人が債務保証をする旨が記載された本件対象文書と「特定書籍」に記載されている情報とを同列に扱うことは適当

ではない。「特定書籍」において特定法人Aの主要株主が明らかにされていたとしても、そのことをもって特定の法人の債務保証についてまで公にされているとは認められない。

# 5 結論

以上のことから、本件審査請求には理由がなく、原処分を維持することが適当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和3年10月6日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月25日 審議

④ 同年11月1日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 令和4年2月18日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年3月18日 審議

# 第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、全部を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとしているが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、改めて検討した結果、不開示部分のうち、保証書における特定法人Aの印影(2箇所)については開示することとするとの説明があったので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、当該部分を除く不開示部分(以下「本件不開示維持部分」という。)の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について
- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、 特定法人Aの再免許の更新に当たり、特定の法人が作成した、特定法人 Aの経営資金の債務保証を行う旨を記載して総務大臣に提出した文書及 び保証書であり、特定の法人の債務保証の具体的な内容並びに特定の法 人の名称、住所及び印影等の情報が記載されていると認められる。
- (2) 諮問庁は、本件不開示維持部分及びその不開示理由について、上記第 3の4のとおり説明した上、別表のとおり、補足して説明する。
- (3) これを検討するに、上記(1) において認定した事実に加え、諮問書に添付された資料(特定の法人の意見書の写し)及び上記(2) の諮問庁の本件不開示維持部分の説明を考え併せると、本件不開示維持部分は、これらを公にすると、特定の法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがある旨の上記第3の4(1)及び上記(2)の諮問

庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足りる事情 も認められない。

(4)審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1))において、特定法人Aの主要株主は既に特定書籍で明らかにされていることであり、法人名が伏せられているのは適当ではない旨主張するところ、諮問庁は、上記第3の4(2)において、本件対象文書が作成された特定年B時点の情報が記載されている特定書籍には、主要株主及びその保有株式数が記載されているのみであり、特定の法人が債務保証をする旨が記載された本件対象文書とを同列に扱うことは適当ではない旨説明する。

当審査会において、諮問書に添付された特定書籍(写し)を確認した ところによれば、諮問庁の上記説明に符合する内容であると認められ、 審査請求人の上記主張を採用することはできない。

- (5)以上によれば、本件不開示維持部分は、法5条2号イに該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 2 号イに該当 するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきと している部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示とすること

#### (第1部会)

が妥当であると判断した。

委員 小泉博嗣,委員 池田陽子,委員 木村琢麿

# 別表 本件不開示維持部分とその理由

通し頁	通番	本件不開示維持部分	不開示とした理由
1	1	文書作成者の法人名、代表者名及	本件不開示維持部分を開
		び印影	示した場合、当該特定の
	2	本文2行目12文字目ないし19	法人における取引先金融
		文字目	機関や債務保証の具体的
	3	本文3行目18文字目ないし24	な内容が公となり、当該
		文字目	特定の法人の事業運営上
2	4	保証書に記載された日付	不利益となるおそれがあ
	5	取引先金融機関名	ることから、「公にする
	6	連帯保証人の住所、法人名、代表	ことにより、当該法人の
		者名及び代表者の印影	権利、競争上の地位その
	7	根保証の「2」欄内の日付、当初	他正当な利益を害するお
		貸越極度額,現在貸越極度額,保	それがあるもの」(法 5
		証極度額,元本確定期日及び連帯	条2号イ)に該当する。
		保証人の代表者の印影	